

**自動車・バイク・農耕車
登録・廃車手続きをお忘れなく！**



自動車税や軽自動車税は毎年4月1日に自動車等を所有されている方に課税されますので、次の場合は、忘れずに手続きを行ってください。

- ・所有者が亡くなった
- ・氏名や住所が変わった
- ・自動車を廃車した
- ・売買などで所有者が変わった
- ・改造して排気量が変わった

これらの手続きを怠ると、下取りに出し処分・譲渡した自動車・バイク・農耕車の納税通知書が届くことや、新しい所有者に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因に

登録・変更・廃車の手続き先一覧

車 両	手続き先	電話番号
普通自動車	山梨陸運局 (山梨運輸支局)	050-5540-2039
バイク(250cc超)		
軽自動車	軽自動車協会	050-3816-3121
バイク(125cc～250cc)		
原動機付自転車(50cc～125cc)	韮崎市役所	0551-22-1111 (153/154/155)
農耕車(トラクター等)		

なりません。
この機会に自動車、バイク、トラクターなどについて手続きが済んでいるか、ご確認ください。
また、手続きをしないままバイク等を知人に貸し、トラブルになることも多くあります。

自動車等にかかる税金一覧

購 入	保 有	使用
自動車取得税(県税)	自動車税(県税)	【ガソリン消費】
消費税(国税)	軽自動車税(市税)	・揮発油税(国税)
地方消費税(県税)	自動車重量税(国税)	・地方道路税(国税)
		【軽油消費】
		・軽油取引税(県税)

☆標識(ナンバープレート)を譲渡したり貸し付けたりすることは禁止されています(市税条例93条8)。
安易に貸したりせず、必ず廃車や譲渡の手続きをしてください。
■問い合わせ
*普通自動車
総合県税事務所
0551-26214662
*軽自動車・原付・バイク
市税務課市民税担当
(内線153～155)

ご存知ですか？

太陽光発電の売電収入は申告が必要です



最近、ソーラーパネルのついている屋根をたくさん見かけるようになりました。昼間電力を売り、夜間の安い電気を買うことで賢く節約されている方も多いと思います。

しかし、うっかり申告を忘れていらっしゃる方はいらっしゃいませんか？自宅の屋根などで発電して電気を売った場合は雑所得、またお店やアパートの屋根などで発電して電気を売った場合は事業所得や不動産所得となり、収入・経費のわかるものを整理して申告する必要があります。

ソーラーパネルを設置したときの費用や受け取った補助金の額、毎月の売った分、買った分両方の電気代の明細が必要です。申告に備えて毎月分をそろえておきましょう。大掃除で捨ててしまわないように注意してください。

■問い合わせ 税務課市民税担当
(内線 153～155)

